

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2469号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



寒立馬(青森県東通村)

もくじ

活 政 情 随 情

動 策 策 報 想 報

山本会長が地方分権改革推進会議で意見	全国町村会	(2)
平成15年版消防防白書	(5)
「農林水産環境政策の基本方針」の策定について	農林水産省	(7)
カプセルNOW&NEW春の特産品情報	(9)
まさかと悪代官	(10)
政策リーダー	(12)
島根県町村会長・八雲村長 石倉徳章	

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

昨年十二月スイス、ジュネーブの国際見本市会場の一角に、遠く日本から運ばれた一本の大根があった。

その大根に小さな読み取り装置をかざすと、英語で「この大根は無農薬栽培で、今が食べ頃です」としゃべり出す。よく見ると大根に貼ってあるシールの下に、米粒ほどのコンピュータ「ICタグ」が組み込まれていて、それがデータを蓄えていたのだ。

国連が世界に呼びかけて開いた「世界情報社会サミット」の技術展示でのコマだ。この技術が普及すれば、

ユビキタスと デバイスと ネット

NHK解説委員長 今井 義典

例えばBSEが発生しても、たちどころに生産者を突き止めることができる。「どこでもコンピュータ」をユビキタスというのだそうだ。今、日本が世界の先頭をきってこの技術の実用化に取り組んでいる。

同じ会場には対照的な展示があった。例えばラオスの展示ブースの自転車、ペダルを漕ぐと電気が発生、バッテリーを充電する。バッテリーの先にはパソコンがあって、一分漕ぐとパソコンが五分使えるという。ラオスの山の中で、インターネット

に繋がることのできた村が次々に生まれている。手巻きラジオは数年前イギリス人が開発したものだが、スイス人も負けてはいない。スイス政府が展示していた石油ランプは、ガラスのホヤがついていて、電気がないところでランプを灯すと、ホヤの中の上昇気流がファンを回す。そこで発生した電気で、石油ランプの台の中に取り付けられている携帯ラジオが鳴り出すという仕掛けだ。

六十億人を超える世界で、インターネット人口は約七億人、その一方で、一日百円以下でかろうじて生き延びている人が十二億人、電気も電話もない人も少なくない。情報へのアクセスを持つものと持たざるものの格差、デジタルデバイドは広がるばかりだ。

先進国の我々は開発の手を休めることはできないが、デバイドの拡大に手を拱いてはいけいない。どうやったら草の根から貢献できるか、また世界を巻き込んで大きなシステムが作れるか、本気で行動を起こさねばならない。

山本会長が地方分権改革推進会議で意見 権限移譲の具体化などを要請

地方分権改革推進会議（議長・西室泰三（株）東芝会長）は、1月29日に小委員会を開催し、全国町村会はじめ地方三団体の代表から地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についてヒヤリングを行った。

全国町村会の山本文男会長（福岡県添田町長）は、町村の財政運営、権限移譲、基礎自治体のあり方などについて町村の立場から具体的な意見を陳述した。

山本会長の発言要旨は次のとおり。



意見を陳述する山本全国町村会会長

山本会長発言要旨

本日は発言する機会をいただきありがとうございますとございました。

実は、皆様方に本当にお世話になりましたとお礼を申し上げたい気持ちで参りましたが、そういう気持ちにはなかなかありません。そういうことをあらかじめご了承ください。

一、はじめに

これまで、このような機会に幾度か意見等を申し上げてきましたが、昨年6月に当会議が提出された「三位一体の改革についての意見」などを見ると、私も申し上げてきたことは何ひとつ聞いていただいていない、一顧だにされていない気がいたします。「言いつ放し、聞きっぱなし」ということを残念に思っております。本日は全国の町村会長会議（全国町村会理事會）を開きました。出席者は極めて深刻な面も中で会議に臨んでおりました。それは町村に対する打撃があまりに大きいからなのです。体の弱い人の荷物を健康な人が持つというのは当たり前ですが、弱い人も同じように持てという、つまり町村の運営ができるようにするということの理解が国にはな

いような気がいたします。それでも、せつかくの機会ですから、思っていることを述べさせていただきます。

二、審議のあり方について

この会議が大変ご努力いただいていることは評価しておりますが、この会議は地方分権推進委員会の後継機関であります。

私も期待していたのは、町村の運営が円滑にできるよう、残されている最大の課題である地方税財政のあり方について、重点的に審議していただけるものと期待しておりました。

しかし残念なことに、昨年6月には地方交付税は削減すべきで、一時的には借り入れでも良いが後は自分たちで賄えという、外国に対して物を言うような意見には情けなさを感ずりました。

地方分権を進めるためには財源がなければできないということは申し上げるまでもありません。財源と地方分権は表裏一体です。一昨年の6月以来、町村に対する分権は全くありません。地方分権によって新しい自治をつくらなければならぬのに、町村には何をやってもだめだと

活 動

思われているのではないかと解釈しております。

いわゆる「骨太の方針第三弾」で述べられている事項、例えば「廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本とする。」とか、「義務的な事業については、その所要の全額を移譲する」等は、私どもがかねてから申し上げてきたことであり、当会議こそ、こうした意見を取り上げ主張していただくのが当然だと思ひます。当会議がそういうことをまとめていただいていたならもつと違つた意味での税源移譲の方向にまともつていたのではないかと思ひております。

私ども町村はいま2500ほどありますが、私くらの町では経常収支が今回、3億から3億5千万円程度の減になります。そのままいきますと予算編成が厳しくなります。その点について税源移譲の方法についてもつと配慮していただければ、このようなことにならなかつたと思ひます。

聞くところによると、当会議は、既に「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備」についての審議に移つていようであります。

私は、この問題の重要性を否定するものではありませんが、肝心の地方財政のあり方についての審議が十分なされることが必要であると思ひます。

これまで、私どもも申し上げて参りましたが、「骨太方針第三弾」や来年度予算から導入されようとしている「所得譲与税」の考え方もどうかと思ひますが、残された期間の中でもつ一度、地方分権の推進という基軸に立つて、地方税財政問題を審議し、町村の運営ができるような意見を再度出していただきますよう、強くお願いいたします。

三、地方行財政運営のあり方について

次に地方財政運営のあり方についてですが、地方分権を進めるために「権限移譲」、「規制緩和」、「必置規制の見直し」等が必要であることは、地方分権推進委員会当時から再三言われてきたことであり、今や、考え方や方法論を論じる段階ではなく、いかにその具体化を図るかという段階に来ているのではないのでしょうか。

一昨年の10月に当会議では「事務事業の在り方に関する意見」を出されましたが、現場の町村行政を預かる立場から見ると、その後、権限移譲等がどのように進んできたのか、なかなか実感できない状況であります。

そこで、これはお願いになります「意見」提出以降、どのような権限移譲なり、関与の縮小なりが行われたのか、できれば町村行政に即して、具体的にわかり易くお教えいただきたいと思います。

分権一括法で町村に移譲された事

務は、「犬の登録や狂犬病の予防接種済み鑑札の交付」などの事務に過ぎません。私どもは分権がなされると聞いて大変期待いたしておりましたが、それが挫折して明日への希望を失つているというのが実態だと言つても過言ではありません。

委員の方のような優秀な方々がいながらなぜ、分権を止めてしまったのか全く理解できません。もう少し地方の実態に目を向けていただければと思つております。私ども町村の基礎産業は農林業です。この基礎産業に関する権限がありません。山の実態を誰が分かるのでしょうか。それはそこに住んでいる町村長や住民にしか分からないのではないですか。ここを宅地にしたいあるいは保安林を解除したいというのはその町村長です。それらに対して権限を与えないというのは、地方分権を本当にやる気があるのかということになります。そのことをよく考えていただき、できれば委員の方の任期の間に実現していただくようお願いしたいと思います。

四、地方公共団体の行政体制の在り方について

「基礎自治体」の在り方については、私は、地方制度調査会での審議の場で、いろいろ意見を申し上げて参りましたが、基本的には、「人口規模の如何にかかわらず、全ての市町村は基礎自治体として位置づけ、国土の多様性に応じた多様な市町村で国土を形成すべきである。」と思つて

おります。

また、合併により、人口規模を基準に全国一律の基礎自治体をつくらなければ地方分権が進まないとは考えられませんが、合併というのは上から押しつけられるものではありません。住民の皆さんが喜んで満足するような新しい地域をつくるために行われるものです。地域の事情によって合併したくても合併ができない地域もございます。大きな自治体と小さな自治体は同じように扱うべきです。大きいからいい、小さいからダメだというのは日本人の最も悪い所だと思ひます。合併できないような小さな町村を助けるような施策を行うことが、いちばん大事なことでと思ひます。

このような地域の広域行政を担えるよう、私どもは、現在の広域連合に手を加えた「市町村連合(仮称)」を提案しております。これは現在の法令では難しい点もあるかもしれませんが、それらは修正して新しい時代の町村行政ができるよう配慮することが必要ではないでしょうか。私は、合併できないあるいはしたくない町村が合併と同じ効果をあげるためこの市町村連合を考える必要があると思ひます。

五、国の地方支分部局の在り方について

いま道州制が議論されています。私は、道州制そのものについて反対するものではありませんが、今の時代に必要かどうかについては議論が

必要かと思っております。この道州制で地方分権をやると言われている中で、各県庁は地方分権とどう関わってきたのかという点が気になります。未だに各地方には、省の整備局というようなものがあります。こういったものは本省と整備局と二重の行政をやるようなことになりません。

私もある地方の整備局の会議に委員として出席しました。我々委員は5〜6人しかいないのに事務局は分局や支所など全部来ているのではないかとびっくりした。皆さんの人がいます。実に無駄なことをしていると思いましたが、私は委員を辞めませんでした。もし分局や支所がなければそういう無駄なことをしなくてもいいはず。

地方支分部局などは全部廃止して都道府県に分権すべきです。そうすれば効率もあがり経費の節約にもなります。それが骨太の方針にも合うことではないでしょうか。これは道州制の前にやるべきです。

六、おわりに

町村長はいま苦渋の選択を迫られています。どうか我々が努力していることを認めていただきますようお願い申し上げます。

また、言いたいことはたくさんございますが、「地方はもって個性を發揮し、創意工夫ある行政を行うべし」とよく言われますが、国のいろいろな規制があるから画一化等が浸透しているのであって、国側こそ改

革すべきであると思えます。

国からは自治体が電子化を進めるように言われます。しかし、それは何億円というお金がかかりますが、だれもそのお金を出してくれません。2分1は面倒を見ると言われても町村には、その2分の1がありません。また、それをあつかう要員もおりません。アウトソーシングということが言われますが、私は行政があつかえないことを承知で民間企業にやらせているのではないかと思えます。能率は上がるかもしれませんが大変な出費になります。

苦情ばかり申し上げたかもしれませんが、私も町村にはまだまだそういう苦情がたくさんあるということをご理解ください。地方が喜べるような分権をしていただき、本日、私が申し上げたことを聞くだけでなく是非実行していただくようお願い申し上げます。

質疑応答

水口小委員長

非常に率直なご意見をいただきありがとうございます。三位一体の改革につきましては、昨年6月の当会議の提案「三位一体の改革についての意見」(15年6月6日)が、マスコミでも大きく採り上げられ、また委員の中でも反対意見があり統一意見が出せませんでした。

この提案のとおりまとめに当たった小委員長の立場では、三位一体にかかる議論については、フェーズ1

(「事務事業の在り方についての意見」14年10月30日)から続いている事務事業にかかる補助負担金の廃止とそれに対する税源移譲を必ずするということと、そして税源移譲については基幹税で、所得税から住民税へ行つ、ということをはつきりと明記しております。私としては短期的な問題と中長期的な問題を分けて明確に書いております。

私も総理の諮問機関ですから、意見を出し実際にやるのは政府ですから、経済財政諮問会議や政府税制調査会の会長にもよく説明をして税源移譲の考え方については理解してもらったと考えております。ただ、その結果について町村会から非常に不満があるというのですが、一顧だにされなかったということではなく、相当盛り込んだつもりではございますが、現実の動きとして骨太方針からみても16年度予算においては非常に物足りない。3年間で4兆円というのは、フェーズ1で出した135項目からさらに総理に言われて11項目に絞った9兆円の中から出したということですから、個人的にも物足りないと思います。また山本会長のおっしゃるようなご批判があることも事実です。その点は私の説明不足だと思います。いま6月の最終報告に向けフェーズ1(「事務事業の在り方についての意見」14年10月30日)、フェーズ2(「三位一体の改革についての意見」15年6月6日)のフォローアップをしながら行財政のあり方を考えていくつもりです。

また地方支分部局についても十分考えていきたいと思えます。

山本会長

私も町村は先ほど申しあげましたとおり地域間格差があります。これを一律に税源移譲しても無理があります。昔から言われている理論と実践の矛盾があるのです。実態を踏まえた税源移譲を考えてもらわないと無理があると思います。ですから第二交付税をつくって、不足する分を補完する制度の方がいいと申し上げてきました。すると譲与税に変わってしまいましたが、これとて町村には有利に働きません。

水口小委員長

おっしゃるとおりだと思います。ご承知の通りいま都道府県の間でも税源移譲したらみんな東京都にいつてしまつと言われています。先ほど市長会からもまったく同じことを言われました。これは各論に入ってきたということで、これを具体的にどうするかというのが最大の課題だと思っております。我々もご意見を踏まえながら考えて参りたいと思っております。

山本会長

ぜひ、農林業だけでも権限移譲してください。

水口小委員長

その点は、各県庁ヒアリングでも反映させていきたいと思えます。

政 策

平成15年版 — 消 防 白 書 —

救急救命士の処置範囲拡大などについて報告

平成15年版消防白書は、市町村段階では対応しきれない大規模・特殊災害に対応するため平成15年6月に成立した消防組織法などの改正を巻頭の特集に取り上げている。また、緊急報告の一つとして、心肺停止の傷病者に対する気管挿管や電気ショックによる除細動措置など救急救命士の処置範囲の拡大を取り上げた。もう一つの緊急報告では、製鉄所やタイヤ工場、精油所などで発生した企業災害の状況と対応について取り上げている。このほか、白書ではここ数年増加傾向をたどる火災や救急業務の状況、防災体制の現状などについて報告している。

1、消防組織法の改正

大規模・特殊災害への対応
大震災や原子力、テロ災害など、大規模かつ特殊な災害への対応は、市町村消防のみでは、迅速・的確な対応が困難になることが予想されてきた。戦後改革の一環として整備されてきた消防組織法は、伊勢湾台風（昭和34年）や新潟地震（昭和39年）、阪神・淡路大震災（平成7年）などの大規模災害を契機として制度改正が行われてきた。今回の改正はその後、消防が対応すべき災害の規模や態様が、社会環境などの変化により様相を変えつつあることを踏まえ、大規模・特殊災害で市町村が対応しきれない場合、全国的観点から消防庁長官に所要の権限付与することなどを内容としている。

具体的な内容は、阪神・淡路大震災の教訓により創設された「緊急消防援助隊」に対し、2つ以上の都道府県に及ぶ大規模災害などが発生した際、消防庁長官が必要な措置の「指示」を行い、地方公共団体はこの指示に法的に拘束されることとなっ

た。この緊急消防援助隊の編成などに関しては、部隊や装備の配備・充足については総務大臣が基本計画を策定し、計画に沿った整備を国が財政措置などにより行い、地方公共団体が登録・参画することが期待されている。

2、救急救命士の処置範囲拡大

～気管挿管実施の方向へ～

平成3年に創設された救急救命士制度は、心肺停止の傷病者の救命効果の向上に一定の成果を上げてきた。しかし、欧米諸国に比べると人員や資機材の能力を活かしさらなる救命率の向上を図る余地は未だあるといえる。白書では、緊急報告として「救急救命士の処置範囲の拡大」を取り上げこの問題への対応を検討している。

平成15年4月1日現在、全国4、649の救急隊のうち、67・6%にあたる3、142隊が救急救命士を運用しており、その数は年々着実に増加している。

この救急救命士の処置範囲の拡大については、平成14年4月から、救

急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長：松田博青（財）日本救急医療財団理事長）を消防庁と厚生労働省で共同開催、同年12月に報告書がまとめられた。

報告書では、メディカルコントロール体制の確立を前提として救急救命士の業務範囲の拡大や救急救命士の配置をめぐる地域間格差の早期是正などについて述べている。報告書を受け、消防庁では具体的な取組として次の点をあげている。

指示なし除細動の実施：平成15年4月の救急救命士法施行規則の改正により医師の指示を待たずして、より迅速に除細動の実施が可能となった。

平成16年7月を目標とした気管挿管の実施：気道確保に有効な気管挿管の実施に向けた救急救命士の養成を行い、平成16年7月を目標に各地域で気管挿管の実施がされることとなっている。

薬剤投与の研究・検証：止血作用等を持つエビネリンなど最小限の薬剤の使用について検討する。

メディカルコントロール体制の構築：メディカルコントロールとは、消防機関と医療機関が連携し、救急隊が現場からいつでもも助言や指示を求めたり、医師による救急活動の事後検証を再教育に活かすなどの取組をいう。消防および医療機関の協議の場は、全ての都道府県で設置が完了したが、地域単位の協議会には一部未設置の所もあり今後設置が必要である。

政 策

3、一般住民への救命講習の推進

平成14年中の救急車が現場に到着する所要時間の全国平均は約6・3分だった。人は心臓停止後約3分で50%が死亡すると言われており、救急車が現場に到着するまでの間、バイスタンダー(現場に居合わせた人)による応急手当の実施は、さらなる救命率向上の鍵を握っている。消防庁では、今後とも応急手当の普及啓発と救命講習の内容充実に積極的に取り組むとしている。

4、多発する企業災害への対応

平成15年は、製鉄所や石油コンビナート、タイヤ工場など危険物施設を含めた工場などでの火災事故が多発した。こうした一連の産業事故を受けて、消防庁では各種の検討会を設置し、事故防止対策のとりまとめを急いでいる。

5、火災の現況

この10年間の出火件数は、平成6年以降6万件を超えていたものが、平成10年と11年に5万件に減少したが、12年以降再び6万件を超え

増加傾向にある。

平成14年の出火件数は6万3、651件、前年比60件、0・1%の増加となった。1日当たり174件の火災が発生したことによる。また、火災による死者は2、235人、前年比40人、1・8%の増加となり、1日当たり6・1人が火災で死亡したことになる。

出火原因の第1位は6年連続して放火となった。放火による出火件数は8216件で、全火災の12・9%を占め、放火の疑いによるもの6、337件を含めると全火災の22・9%になる。

6、救急業務の現況

平成14年中の救急出動件数は、45万7、949件(うちヘリコプター12、068件)で、前年比3・6%の増、6・9秒に1回の割合で救急車が出動したことになる。

救急車によって搬送された人は43万2、935人、前年比3・3

%増、国民の29人に1人が救急搬送されたことになる。

一方、搬送された人のうち、入院加療を必要としない軽傷者が全体の51・4%と半数を超えている。

また、消防庁が平成15年5月から実施した世論調査によれば、救急業務の一部有料化について、一部または全額の利用者負担を可とする意見は、40・6%を占め、現在と同様の無料化が良いとする意見は51・1%となっている。

消防庁では今後、救急救命士の養成や高規格救急車等資機材の整備、医療機関との連携強化などを行うこととしている。

7、地域防災計画の見直し

災害対策基本法は、国の中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議を防災に関する組織として設置することを定めている。このうち全都道府県およびほぼすべての市町村が地域防災計画を定めている。

この地域防災計画については、阪神・淡路大震災を教訓に見直しが行われているが、市町村では平成15年4月1日現在、2322団体(72・2%)が見直しを完了しているが、見直しが遅れている団体もあり、早急な対応が求められる。

このほか、白書では、団員数の減少や高齢化の問題を抱える消防団の充実強化の必要性や、甚大な被害が想定される東海地震など大規模地震への対応、特殊災害やテロ災害対策の充実など地方公共団体の体制整備が必要であるなどとしている。

東京消防庁にみる救急業務実施体制

東京都下(一部市町村を除く)を管轄する東京消防庁は、都心部から山間部まで多様な地域を管内とし、212隊の全ての救急隊に救急救命士を乗務させるなど全国トップクラスの救急業務実施体制を敷いている。

千代田区大手町にある災害救急情報センターには、23区内からの救急車を要請する119番通報が集中する。平成15年の救急出場件数は66万件を越え48秒に1回救急隊が出動したことになるが、その件数は毎年増加している。傷病者が心肺停止状態にある場合、119番の入電と同時に通報者に対する応急手当等のアドバイスが与えられ、救急隊にもその状況が伝達される。また、現場に到着した救急隊から特定行為(救急救命措置)の指示要請があった場合、同センターに常駐する「救急隊指導医」が即座に回答し、迅

速に指示・指導が受けられる体制が整っている。さらに、救急隊より早期にポンプ隊が到着できる場合や入口の狭隘な建物など傷病者の救出に困難を伴うような場合、救急隊の活動を支援するため、ポンプ隊も積極的に出動(救急出場の6回に1回程度の割合)するなど救命を第一に考えた救護活動の充実を図っている。(協力・東京消防庁)

救急隊指導医も常駐する東京消防庁・災害救急情報センター(東京・大手町)



政 策

「農林水産環境政策の基本方針」の策定について

農林水産省大臣官房環境政策課長 菊池弘美

我が国の経済社会は、水、大気、土壌等、自然資源との健全な関係を保つ、持続可能なものへと転換することが求められています。農林水産業は、自然を上手に利用し、循環を促進することにより、その恵みを享受する生産活動です。今後の農林水産業を進めていく上で、農地や担い手等の確保とともに、農林水産業が本来持つ自然循環機能の発揮が、これまで以上に重要になっています。

このような観点から、農林水産省では、今後の農林水産環境政策の展開に当たっての基本的な考え方を示すものとして、平成15年12月25日に「農林水産環境政策の基本方針」（以下、「基本方針」）を策定しました。この「基本方針」は、次の3つの柱で構成されています。3つの柱とは、施策展開に当たっての5つの基本認識（ねらい）、環境保全を重視する農林水産業への移行のための10の基本方針（実行）、各環境分野の施策、です。

この「基本認識」は、この「基本方針」の「ねらい」として、次の5項目を挙げて健全な水、大気、物質のそれぞれの循環を維持・増進し、豊かな自然環境を保全・形成する施策を展開することとしています。5

項目とは、大量生産、消費、廃棄社会から持続可能な社会への転換、農林水産業の自然循環機能の発揮、農林漁業者の主体的努力と消費者の理解・支援、都市と農山漁村との共生・対流、農林水産省が支援する農林水産業は環境保全を重視するものへ移行、です。

この「基本方針」では、農林水産業を環境保全を重視するものへと移行するために、次の10項目を挙げています。10項目とは、情報の開示・提供と説明、国民の意見を反映した政策づくり、多様な主体の参加による施策推進、環境に即した施策相互の連携、環境保全を重視する農業のための指針の策定、補助事業、制度資金における環境保全の重視、事業のグリーン化・透明化、明確な目標の設定と評価、科学的な知識に基づく施策の実施、農林水産省自身の環境配慮、です。また今後、併せて作成した工程表（平成16年度に着手し、平成19年度に全体的な検証・見直し、平成20年度に完全移行）に基づき、それぞれの項目について計画的に実行することとしています。

特に環境保全を重視する農業のための指針の策定については、環境保全

に向けて農業者の主体的努力を促すため、適切な肥料・農薬の使用等による環境負荷の低減と、たい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進する指針を策定・普及することとしています。

また、これを積極的に支援するため、生産振興、農地の整備等の補助事業については、環境を重視するものに順次移行します。さらに公共事業については環境との調和に配慮して事業を実施（事業のグリーン化）していくこととしています。

この「各環境分野の施策」では、農林水産省の環境関連施策を次の4つの環境分野ごとに整理し、施策の相互連携等による具体的な取組と目標について述べています。4つの環境分野とは、1・健全な水循環、2・健全な大気循環、3・健全な物質循環、4・健全な農山漁村環境の保全、です。

1、健全な水循環を確保するため、

(1) 国土の約8割を占める森林や農地が有する水源涵養・浄化機能等の活用

(2) 肥料、農薬及び家畜排泄物等が原因となっている水環境への負

荷の低減を推進することとしています。具体的には森林所有者と漁業者の連携・協力による森林の整備や保全、農山漁村地域の水質改善、藻場・干潟の造成、等を推進します。

2、健全な大気循環を促進するため、

(1) 地球温暖化対策としての森林整備及び木材・木質バイオマス利用等

(2) 農林水産業及び食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策と技術開発

を推進することとしています。具体的には、「地球温暖化対策推進大綱」に定められた森林経営による3・9%の二酸化炭素吸収を達成するため、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」等を推進します。

3、健全な物質循環を促進するため、

(1) バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの総合的な利活用

(2) 環境保全を重視する農業を推進することとしています。具体的には、廃棄物系バイオマスの利活用を平成12年の60%から平成22年には目標80%以上に、未利用系バイオマスの利活用については、同18%から25%以上に、向上させることとしています。

そして、環境保全を重視する農業を推進するため、前述の適切な肥料・農薬の使用等による環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりに

農林水産環境政策の基本方針

環境保全を重視する農林水産業への移行

基本認識

施策展開に当たっての 5つの基本認識(ねらい)

- | | | | | |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------|------------------|----------------------|
| 1 大量生産、消費、廃棄社会から持続可能な社会への転換 | 2 農林水産業の自然循環機能の発揮 | 3 農林漁業者の主体的努力と消費者の理解・支援 | 4 都市と農山漁村との共生・対流 | 5 環境保全を重視する農林水産業への移行 |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------|------------------|----------------------|

基本方針

環境保全を重視する農林水産業への移行のための 10の基本方針(実行)

- | | | | |
|-------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| 1 情報の開示・提供と説明 | 4 環境に即した施策相互の連携 | 6 補助事業、制度資金における環境保全の重視 | 8 明確な目標の設定と評価 |
| 2 国民の意見を反映した政策づくり | 5 環境保全を重視する農業のための指針の策定 | 7 事業のグリーン化(環境配慮)・透明化 | 9 科学的な知識に基づく施策の実施 |
| 3 多様な主体参加による施策推進 | | | 10 農林水産省自身の環境配慮 |

各環境分野の施策

1 健全な水循環

- (1) 国土の8割を占める森林、農地の水源かん養、浄化機能の活用
- (2) 農山漁村地域の水質改善
- (3) 水質浄化機能を持つ藻場・干潟の造成

2 健全な大気循環

- (1) 地球温暖化対策としての森林整備
- (2) 農林水産業、食品産業の二酸化炭素の排出削減

3 健全な物質循環

- (1) バイオマスの総合的な利活用の推進
- (2) 環境保全を重視する農業の推進
肥料、農業による環境負荷の低減
たい肥による物質循環

4 健全な農山漁村環境の保全

- (1) 都市と農山漁村の共生・対流
- (2) 生物多様性、多様な生態系の保全

試験研究・技術開発

環境教育・食育の推進

今後検討すべき課題

よる物質循環を促進する指針を策定します。

この指針に基づき、都道府県の施肥基準を窒素収支の適正化を図る観点等に配慮した基準に見直すことを促します。また、家畜排せつ物たい肥は、これまで

も主として土壌改良材として利用されてきました。この家畜排せつ物たい肥の品質の向上と安定化を図ることに より肥料として積極的に活用し、その分、化学肥料の抑制を図ろうとするものです。さらに総合的病害虫群管理(TPM)の普及による化学合成農薬の使用の低減に向けた指導指針の策定を促進します。

4、健全な農山漁村環境の保全では、
(1) 都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供
(2) 生物多様性・多様な生態系の保全を推進することとして

【訂正文】二四六八号(二月九日付)の六頁、全国町村会定期総会・米實あいさつ」の参議院総務委員長のお名前が、影山俊太郎様」となっておりましたが、正しくは、景山俊太郎様の誤りでしたのでお詫びし訂正いたします。関係各位に「迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

います。具体的には、里地・里山等居住地近くに拡がる農地や森林の自然とのふれあいの場としての活用を推進するほか、農村地域において、地域住民やNPO等の参加を得た田園自然環境の保全・再生活動等を推進します。

このほか、試験研究・技術開発、環境教育・食育の推進、今後検討すべき課題、が述べられており、の「今後検討すべき課題」では、農林水産業経営はもとより地域的な環境保全への取組も含めた環境会計の導入についても検討することとしています。

ねごと

農林水産省は、この「基本方針」について、広く情報を提供するとともに、農林水産環境政策の推進に当たっては、国民の皆様の意見に耳を傾け、地方自治体のご協力を得ながら効果的な施策展開を図っていきたくと考えています。

なお「基本方針」の策定に併せて農林水産環境政策のHPを開設し、基本方針の全文ほか関係資料等を掲載しています。今後、随時、情報を拡充してまいりますので、是非、ご覧ください。

農林水産環境政策HPのURL
<http://www.maff.go.jp/kankyo/>

情 報

カプセルNOW&NEW

春の特産品情報

アイスクリーム 「吟子のろまん」

北海道 瀬棚町

町は、独自の有機牛乳生産基準で厳しく管理している瀬棚産牛乳を原料に、アイスクリーム、ソフトクリームミックス、パターの乳製品を製造販売している。

日本最初の女医荻野吟子が開業した地にちなみ、「吟子のろまん」と名付けたアイスクリームは、ミルク、ブルーベリー、パンキンなど6種、各90mlカップ入り200円。「吟子の宝箱」と命名したバターは、醗酵バター(150g) 650円、ナチュラルバター(150g) 550円。町農畜産物加工センターで製造し、地元商店や各地の百貨店などで販売している。

瀬棚町産業振興課

01378(7)3311

農産物「花わさび」

福島県 月舘町

全国有数の葉わさびの産地として知られる町は、1月下旬から5月上旬にかけて、花わさびの名で東京などに出荷している。昔から町に自生していた葉わさびに注目し、当時の月舘農協が開発主体となつて商品化したもの。

葉わさびの辛みを生かし、醤油や粕などに漬けた瓶詰め加工品も製造しており、500g入り500円で販売している。

JA伊達みらい月舘

営農センター

024(572)2444

農産物「ひかりのねぎ」

千葉県 光町

町は、昭和初期から栽培しているねぎの産地として知られ、昭和47年に秋冬ねぎが、平成9年には春ねぎが国の産地指定を受け、現在では年間を通じて生産出荷している。畜産農家と連携してたい肥を使い、性フェロモン剤を利用した減農薬栽培にも取り組み、安全で高品質な「ひかりのねぎ」として市場で高い評価を得ている。

また、光町商工会が中心となつて、ねぎの加工品開発を進めており、「ねぎ入りソーセージ」「ねぎのど飴」などが商品化されている。

光町産業課

0479(84)1211

花の加工品

「すみれ商品」

静岡県 春野町

宝塚歌劇団の「すみれの花咲く頃」の作詞者として知られる故白井鐵造氏のふるさとであることから、「すみれの里」づくりを進めている町では、その一環としてすみれの可憐な香りを素材にした商品を開発している。

オーデコロン「すみれの花咲く頃」(30ml・3000円)、「スミレジェンヌ」(1ml・1000円)化粧石けん「すみれ香」(80g・250円)を、地元の小売店などで販売している。

春野町商工会

0539(89)0182

純米大吟醸「よかわ」

兵庫県 吉川町

町は、最高級品とされている酒米「山田錦」の中でも極上と評価の高い吉川町特A地区・山田錦を100%使用した純米大吟醸「よかわ」を製造し、販売している。

馥郁とした香りとすっきりコクのある味わいが特徴。年間1000本程度の限定販売で、町内の取扱店でしか求められないことから、「幻の酒」と呼ばれるほどの高い人気を誇る。720ml、5000円。

吉川町地域振興課

0794(72)0180

水産物「大野あさり」

広島県 大野町

良質なあさが採れる町では、平成10年にあさりのブランド化を目的に漁業協同組合や生産者等による大野あさり特産化促進対策協議会を発足。消費拡大などに取り組み、「大野あさり」として売り出している。

伝統の手掘りにこだわり、粒の大きなものだけを厳選しパッケージ化したもので、肉厚で腰のある旨みが好評。贈答用特選パッケージは2kg3800円、3kg4800円、4kg6000円(税・送料込み)、4月～9月の期間限定で販売している。

大野町漁業協同組合

0829(55)0048

「鯉と苺の物語」を高知県テーマにしたケーキ

中土佐町

町では、いちごづくりに取り組む生産農家のグループ「苺倶楽部」が摘みたてのいちごを使ったケーキやアイスクリームなどを開発し、町内に開設した店舗「風工房」で販売している。

いちごはカツオのたい肥などで育てているのが特徴で、「鯉と苺の物語」をテーマに、苺ショートケーキ(300円)など様々なケーキを提供している。

風工房

0889(52)3395

お茶「長崎びわ茶」

長崎県 三和町

「びわの里」として知られる町では、高品質の町産長崎びわ葉を原料にした「長崎びわ茶やくおっじゅ」を販売している。

まるやかな味、やさしい香りとともに、びわの葉に含まれるアミグダリンが身体にいいことから、健康茶として人気が高まっている。12パック入り630円、20パック入り1050円(ともに税込み)。お茶の秋月園(095(861)0497)で製造販売している。

三和町商工・地域振興課

095(892)1111

随 想

まさかと悪代官



島根県町村会長
八雲 村 長
石 倉 徳 章

随 想

日本最古の和歌「八雲立つ出雲八重垣妻ごみに・」が詠まれた地であること、別称日の本火出初（もろひでまめ）の社（やしろ）といわれる熊野大社を容して

いること等から出雲文化発祥の地と謳われる本村である。人口七、二〇〇人、地方都市近郊農山村である。

村誌をひもとくと本村の歴史から中世が抜け落ちていいる。時の中国地方の雄、毛利氏に敗れた尼子一族の支配下であり当地方は殆ど焼き尽くされたのではと推察されている。古い時代からの建造物などは残っていない。

「ご多分にもれず社会の高度経済成長の中で本村も人口流出過疎化が進み、昭和四十九年には、それまでの五、人の人口が三、九〇〇人程に落ち込んでいった。

官民を超えての人口増対策、団地計画、美しく豊かな農村環境、文化的背景の中、県庁所在地松江市との隣接という地理的条件にも

恵まれていたこともあって、人口は増加の一途を辿り微増ではあるが、八、人程度になるものと推計している。

今、地方自治体は、財政問題、合併問題に大きく揺らいでいる。一時のふるさと創生や新しい地域づくり等の元気度は遙かかなたにかすむ自治体も多いはず。自身無力感、焦燥感に悩むこの頃である。地域づくりに熱き思いをかける多くの人達の心境でもあろう。

我々の町や村が今日的な財政状況に陥るとは、市町村合併の渦中に至るとは考えもつかぬ、まさかの感極めて強きものがある。紛れることなく誤りなき選択や行財政改革が求められる剣が峰に立っている。我々は地域の運命、住民の命運を荷っている訳である。

選択いかんで、舵取り次第で、将来の歴史の中で名代官にも悪代官にも名を連ねる可能性も秘めている。

平成の初め、郷土島根が輩出した二人目の総理大臣、竹下元総理の話し、「新税はどんな税でも悪税と言われる」将来の歴史家が正しさを証明してくれる」という消費税導入についての話しを想い起こしている。

竹下総理は消費税導入を果した

日本の農林漁業のトップリーダー発表大会のご案内

日本農林漁業振興協議会（日本農林漁業の最前線で活躍しているトップレベルの経営者で構成）は、3月2日（火）、東京大学弥生講堂で、第6回目の日本農林漁業トップリーダー発表大会を開催いたします。この大会は、わが国農林漁業の最前線で活躍しているトップレベルの農林漁業の経営者が経営技術等を公開発表し、食の安全や農林漁業の健全な発展に貢献することを目的としています。本年は特に、稲作の経営受委託の創始者である富山県サカタニ農産代表奥村一則氏が基調講演「今後の稲作農業の新たな展開を目指して」を行うほか、以下5人の方々が発表を行います。南阿蘇畜産農協の穴見盛雄氏が「牧野を利用した赤牛の生産振興」、栃木農協トマト部会の大山寛氏が「高品質のトマト栽培」、石川県の三十代の経営者、市村栄宗氏が「ハイテク養鶏」、和歌山県の全国農協青年協議会長原拓生氏等が「都市住民との交流型の村づくり」、山口県の白井静夫氏が「もずく加工による高付加価値商品開発」について発表します。最後に東京大学教授大賀圭治氏が総括講評を行います。日程等の詳細は、日本農林漁業振興協議会のホームページ（www4.ocn.ne.jp/~jfc）をご覧ください。参加ご希望の方は、電話・FAX 03 3251 0555、または、メール（jfc@blue.ocn.ne.jp）までお申し込みください。

木の劇場（しいの実シアター）



随 想

功労者となられた。人生にも社会にも「まさか」と思ふ事が度重なりといわれる。

自分の健康についてみれば、村長就任三年目四十八才の時、狭心症で倒れた。三ヶ月毎に治療を重ねた心臓血管が狭窄する連続であり、日赤病院の中でバルーン治療の最高回数患者になっていた。年五回数年に亘った。爾来十三年「まさか」の今日である。健康を完全に取り戻した訳ではない。病気が進行せず停まってくれている。施策でも思いがけない事もあった。成功も失敗も経験した。

平成六年ふるさと創生事業で温泉施設を計画した。宿泊棟、レストラン、宴会場の他プール、ウォータースライダー等を含む総事業費二十四億円の大事業であった。経営に失敗は許されないと覚悟はしていた。そこへまさかの年間三十万人が押しかけて来た。六十名程度の雇用の場となった。

開店以来八年、黒字は続いているが売上は確実に減少に向かっていく。赤字への転落、累積負債の発生ともなれば、批判的となるのは当然であろう。

又、日本で初めての公設民営の

小さな木の劇場を建設、アマチュア劇団を招聘し演劇を通しての地域起こしを事業化した。地元の反対や議会を説得し順調に進んで来ている。

劇団員も都会から地元に着した人も数人、県内国内公演はもとより、国際演劇祭も二回開催した。村の人口と同じ程の七、八人が参加する様になっていた。学校での授業にも演劇を取り入れている。地域づくりに大きく貢献してきた。まさかこうまでになるうとは誰も予想していなかった。しかし、一歩狂えばこの劇場は使われない小屋に陥る危険性もある。

今日、社会は大変革を見せている中で、大きな事件や出来事も枚挙にいとまがない。直近では、イラク戦争、日本の自衛隊海外派遣にまで及ぶとはまさかの連続は更に続く。

地域経済停滞、財政の危機的状況、合併問題、山積する課題の中で、まさかの悪代官にすらぬ様、身を粉にした努力が必要と痛感、だが案ずるよりも生むが安しか、合併して村が消えても地域が生き生きと残る方策の確立等を目指すなかでそんな想いの日々である。

健康福祉プランナー養成塾

塾生募集中

(財)地域社会振興財団では、今年度に引き続き左記の要領で「平成十六年度健康福祉プランナー養成塾」を開講いたします。

記

一、目的

二十一世紀を担う市(区)町村職員に不可欠な保健・医療・福祉についての深い理解と知識、企画立案能力、同じく医師においては住民の要望、自治体の財政状況を理解し、保健・福祉の行政サイドと協力する調整能力と、それぞれの地域、それぞれの立場で質の高い健康福祉先進地域を作る能力獲得を目指します。

二、期間

平成十六年七月六日(火)～七月二十三日(金)

三、会場

自治医科大学地域医療情報研修センター
(栃木県河内郡南河内町薬師寺三三三)

一、一六〇 自治医科大学内)

四、募集定員 三十名程度

五、応募資格

自治体職員等で、保健・医療・福祉に関する企画立案に携わっている方。(将来その可能性がある方も含みます。)

行政や福祉等の他の領域との連携を必要と考えておられる医師。

六、応募方法

各市(区)町村に既に送付した「募集案内」中の参加申込書に記入のうえ、当財団宛郵送してください。

(参加申込書は、ホームページ上にもあります。)

七、応募期限

平成十六年四月二十三日(金)

八、参加経費

研修中の受講料、資料代、教材費等については原則として、当財団が負担します。

研修会場までの往復の交通費及び食事代等は、参加者の所属機関の負担となります。

九、申込及び問合せ先

(財)地域社会振興財団 総務課

〒三二九 〇四九八

栃木県河内郡南河内町薬師寺

三三三 一六〇

TEL .. 〇二八五 五八 七四三三五

または 〇二八五 四四 三八四〇

FAX .. 〇二八五 四四 七八三九

URL .. <http://www.jichic.ac.jp/tde>

詳細は、平成十六年一月末に送付済みの「募集案内」もしくはホームページをご参照下さい。

政策リーダー

政策リーダー

教育分野でのまちづくりのための「地域づくり支援室」を開設 文部科学省

文部科学省は、教育、文化、スポーツを通じた特色あるまちづくりを目指す地方公共団体の相談窓口として、省内に「地域づくり支援室」を設置した。

この「地域づくり支援室」は、生涯学習政策局が中心となり、初等中等教育局、高等教育局、スポーツ・青少年局、文化庁からの職員の合計30人で構成され、さらに、まちづくりに詳しい大学教授、市町村長、NPO等のまちづくり関係団体の代表者等を、地域づくり支援専門員(仮称)に委嘱し、アドバイザーとして協力してもらうとしている。

具体的な内容として、省内関係部局による地域づくり支援チームを構成し、外部の地域づくりの専門家との共同により、新たな方策について企画・検討し、地方公共団体に提案、情報の共有や地方公共団体の望む情報を素早く提供、いつでも気軽に相談や要望等ができる総合的な相談窓口の設置、子どもの居場所づくり新プランと連携するとともに、小・中・高等学校、大学、関係機関、施設、民間教育事業者等との協働支援づくりやまちづくりに実績のあるNPOやボランティア等の人材の紹介、派遣の協力、地域の特色ある事業を全国に幅広く紹介し、まちづくり情報発信を積極的に支援する等、体制の整備を図るとしている。

平成十六年度地方債計画 まとめ

総務省

総務省は、このほど平成十六年度の地方債計画をまとめた。

同計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、当面する政策課題に重点的・効率的に対応しよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されている。

計画の総額は、十七兆四、八四三億円(対前年度比五・四%減)となっている。このうち、普通会計分は、十四兆一、四四八億円(同六・一%減)、公営企業会計等分は、三兆三、三九五億円(同二・一%減)となっている。なお、普通会計分のうち、四兆一、九〇五億円は、通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として臨時財政対策債により計上されている。

地方単独事業については、地域活性化事業に五、三二七億円(同三・二%増)、合併特例事業に五、五〇〇億円(同二・七五%増)、防災対策事業に一、五九五億円(同四・五%増)が計上されたほか、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、新たに地域再生事業債が創設され、八、〇〇〇億円が計上された。このほか、辺地とその他の地域の格差是正を図り、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業に三、五二五億円(同六・〇%減)が計上された。

商工会議所法・商工会法の改正案を閣議決定

政府はこの程、商工会議所法・商工会法の改正案を閣議決定した。

市町村合併の急速な進展に伴い、中小企業施策に対するニーズの多様化・地域経済活動の広域化が進むなど、商工業の実態が大きく変化していることから、商工会議所及び商工会が容易に再編できるようにするものが改正の大きな柱。合併規定は、商工会法には既にあるが、商工会議所法にはなかった。

特に、今後の市町村合併により、隣接していない複数の商工会が同一市町村内に併存することになると見込まれる案件が急激に増加するなど、商工会を取り巻く環境が劇的に変化していることに対応するため、商工会の地区規定についての特例を拡大する。これにより、同一市町村内の隣接していない商工会同士の合併等が可能となる。

また、両法改正案には、市町村合併に伴って組織を合併する際の税負担を軽減し、事務処理を簡素化する内容も盛り込まれている。

今後の議論では、商工会議所と商工会の合併が焦点となってくるが、現在、両団体は組織の成り立ちや機関決定の方法、事業内容も違いから両団体の合併は不可能。中小企業庁では、市町村合併の状況や両団体での議論も見ながら対応することとしている。